

【農林水産部】

件 名	府審議会の運営のあり方について
<p>申立概要 【受理 24.7.18】</p>	<p>府森林審議会森林保全部会を傍聴したところ、運営のあり方に疑問を持った。運営に関する取り決めに定めるよう提言する。</p> <p>① 資料は、当日席上配布であったが、出席委員には事前配布すべきではないか。 ② スライド説明が見えない座席配置等、傍聴者への配慮が欠けていた。 ③ 会議録には、審議内容に大きな影響を与えると思われる事務局説明が記録されていなかった。 ④ 府審議会の運営に関する取り決めはないと聞いた。また傍聴者への配慮規定もない。</p>
<p>確認事項</p>	<p>府では審議会等の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」により定められ、その他の運営に係る事項については、審議会毎に条例、規則、要領等により定められています。</p> <p>① 資料は、当日配布されていましたが、府森林審議会会議規則第3条に基づき、事前に委員には議案等について通知し、委員からの求めに応じて、個別に事前説明がされていました。 ② 傍聴席からはスクリーンを見ることができない等、傍聴者への配慮が欠けていたと認められます。 ③ 審議会の議事録については、審議会の判断と責任において作成され、当該部会では、審議結果及び主な意見が記載されており、事務局説明については、概略のみの記載とされています。 ④ 府森林審議会の運営については、森林法及び同施行令のほか、府森林審議会規則により定められており、審議会の公開指針において、会議内容が十分理解できるよう傍聴者に対し配慮するよう示されています。</p>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 24.8.8】</p>	<p>○ 所管部局（農林水産部）に対して、次のとおり要望しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の公開に当たっては、府政の透明性の一層の向上を図り、開かれた府政を推進するという審議会の公開指針の趣旨を踏まえ、可能な限り傍聴者への配慮・対応に努めるよう、関係職員に注意喚起を図ること。
<p>対応状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴席の配置については、傍聴者からスライド説明が見やすいよう配慮するなどの改善を図るとともに、担当者会議において、傍聴者への配慮についての周知を図りました。

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載